財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和三十八年大蔵省令第五十九号)

第三節 評価・換算差額等(第百三条・第百四条)	第二節 株主資本 (第百一条·第百二条)	第一節 総則 (第九十九条・第百条)	第四章 株主資本等変動計算書	第五節 (略)		(削る)	第一節~第四節の二 (略)	第三章 損益計算書	第五目 雑則 (第六十八条の二―第六十八条の四)	第四目 新株予約権 (第六十八条)	第三目 評価·換算差額等 (第六十七条)	第二目 株主資本 (第六十条―第六十六条の二)	第一目 (略)	第四節 純資産	第一節~第三節 (略)	第二章 貸借対照表	第一章 (略)	目次	改正案
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	第五節 (略)	十五条の六)	第四節の三 当期未処分利益金額又は当期未処理損失金額(第九	第一節〜第四節の二(略)	第三章 損益計算書	第五目 雑則 (第六十七条—第六十八条の三)	第四目 利益剰余金(第六十五条—第六十六条)	第三目 資本剰余金 (第六十三条・第六十四条)	第二目 資本金 (第六十条—第六十二条)	第一目(略)	第四節 資本	第一節~第三節 (略)	第二章 貸借対照表	第一章 (略)	目次	現

第四節 新株予約権 (第百五条)

第五節 注記事項 (第百六条—第百九条)

第六節 雑則 (第百九条の二)

第五章 キャッシュ・フロー計算書

第一節 総則 (第百十条—第百十二条)

第二節 キャッシュ・ 百十六条 フロ ー計算書の記載方法 (第百十三条 第

第三節 雑則 (第百十七条 -第百十九条)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

第六章 附属明細表 (第百二十条— 第百二十六条)

第七章 (略

(適用の一般原則)

第 う。 いう。) についてこれらの規定を法第二十七条において準用する場 適当なものとして金融庁長官が指定した法人(以下「指定法人」と 条の二第一項において準用する場合及びこの規則を適用することが る場合を含む。) 又は同条第六項 (これらの規定のうち法第二十四 条)第五条、第七条、 項若しくは第三項 証券取引法 (昭和二十三年法律第二十五号。 (これらの規定を同条第五項において準用す 第九条第一項、 第十条第一項、 以下「法」とい 第二十四条

(新設)

(新設)

(新設)

第四章 キャッシュ・フロー

第一節 総則 (第九十九条--第百一条)

第二節 キャッシュ・ フロー計算書の記載方法 (第百 条

第百

五条

第三節 雑則 (第百六条 第百八条)

第五章 利益処分計算書又は損失処理計算書

第一節 総則 (第百十条·第百十一条)

第一 節 利益処分計算書 (第百十二条—第百十四条)

第三節 損失処理計算書 (第百十五条・ 第百十六条)

第七章 略 第六章

附属明細表

(第百十七条—第百二十六条)

(適用の一般原則

第一 う。 いう。)についてこれらの規定を法第二十七条において準用する場 適当なものとして金融庁長官が指定した法人(以下「指定法人」と 条の二第一項において準用する場合及びこの規則を適用することが る場合を含む。)又は同条第六項(これらの規定のうち法第二十四 第一項若しくは第三項(これらの規定を同条第五項において準用す 条) 第五条、第七条、 証券取引法 (昭和二十三年法律第二十五号。 第九条第一 項、 第十条第一項、 以下「法」とい 第二十四条

作成方法は、 に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする。 よるものとし、 に相当するものであつて、 に規定する特定信託財産について作成するものを含む。以下同じ。 本等変動計算書及びキャッ 「財務書類」という。) 及び附属明細表 の規定により提出される財務計算に関する書類 次条を除き、 この規則において定めのない事項については、 (以 下 のうち、 「財務諸表」という。) この章から第六章までの定めるところに 指定法人の作成するもの及び第二条の一 シュ・フロ 貸借対照表、 一計算書 損益計算書、 (これらの財務書類 の用語、 様式及び 株主資 以下 一般

2 3 略

、特定事業を営む会社に対するこの規則の 適用

第 要と認めて指示した事項及びその法令又は準則に定めのない事項に 則 事業の所管官庁この規則に準じて制定した財務諸表準則 語 の法令又は準則の定めによるものとする。 については、 法人が法の規定により提出する財務諸表の用語 条まで及び第百十条から第百 会社又は指定法人が、当該事業の所管官庁に提出する財務諸表の用 という。 様式及び作成方法について特に法令の定めがある場合又は当該 別記に掲げる事業)がある場合には、 第十一条から第七十七条まで、 。 以 下 $\overline{+}$ 「別記事業」という。)を営む株式 当該事業を営む株式会社又は指定 条までの規定にかかわらず、 ただし、 第七十九条から第百九 様式及び作成方法 金融庁長官が必 (以 下 進 そ

> 合を含む。 「財務書類」という。) 様式及び作成方法は、 ユ・フロ 般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとす 一計算書 及び附属明細表 の規定により提出される財務計算に関する書類 利益処分計算書又は損失処理計算書 のうち、 次条を除き、 以下 貸借対照表、 「財務諸表」 この章から第六章までの 指定法人の作成するもの及び 損益計算書、 という。 (これら キャッ の用 以下 定

第 2 • る。 ては、 融庁長官が必要と認めて指示した事項及びその法令又は準則に定め については、第六条、 法人が法の規定により提出する財務諸表の用語、 則という。 事業の所管官庁この規則に準じて制定した財務諸表準則 語、 会社又は指定法人が、当該事業の所管官庁に提出する財務諸表の用 るところによるものとし、この規則において定めのない事項につい 以下同じ。 かわらず、 ら第九十八条の 第二条の二に規定する特定信託財産について作成するものを含む の財務書類に相当するものであつて、 条 (特定事業を営む会社に対するこの規則の 様式及び作成方法について特に法令の定めがある場合又は当該 別記に掲げる事業 略 その法令又は準則の定めによるものとする。)がある場合には、 二まで及び第百十条から第百十八条までの規定にか 第十一条から第七十七条まで、第七十九条か (以下 「別記事業」という。)を営む 当該事業を営む株式会社又は指定 適用 様式及び作成方法 ただし、 (以 下 株式

ついては、この限りでない。

(特定信託財産に対するこの規則の適用

第 第百二 第七十七条まで、第七十九条から第百九条まで及び第百十条から第 受ける信託財産 第百三十三号。 投資信託財産計算規則に定めのない事項については、この限りでな 官が必要と認めて指示した事項及び特定目的信託財産計算規則又は べき財務諸表の用語、様式及び作成方法については、第十一条から という。)又は投資信託財産の貸借対照表、 十二年総理府令第百三十二号。 の管理及び運用に係る報告書並びに附属明細書に関する規則 又は投資信託財産計算規則 一条の二 附属明細表並びに運用報告書に関する規則 一十一条までの規定にかかわらず、 特定目的信託財産の貸借対照表、 以下 (以 下 「投資信託財産計算規則」という。)の適用を 「特定信託財産」という。)について作成す によるものとする。 以下 「特定目的信託財産計算規則」 特定目的信託財産計算規則 損益及び剰余金計算書 損益計算書、 (平成十二年総理府令 ただし、 金融庁長 信託財産 平成 第一

のない事項については、この限りでない。

(特定信託財産に対するこの規則の適用

という。)又は投資信託財産の貸借対照表、 算規則 又は投資信託財産計算規則 産計算規則又は投資信託財産計算規則 によるものとする。 第百十条から第百十八条までの規定にかかわらず、特定目的信託財 受ける信託財産 第百三十三号。 十二年総理府令第百三十二号。 の管理及び運用に係る報告書並びに附属明細書に関する規則 この限りでない べき財務諸表の用語、様式及び作成方法については、第六条、第十 一条の二 条から第七十七条まで、第七十九条から第九十八条の二まで及び 附属明細表並びに運用報告書に関する規則 金融庁長官が必要と認めて指示した事項及び特定目的信託財産 特定目的信託財産の貸借対照表、 以下「投資信託財産計算規則」という。) 。 以 下 「特定信託財産」という。)について作成 以下 に定めのない事項については 「特定目的信託財産計算規則. 損益及び剰余金計算書 損益計算書、 (平成十二年総理府令 の適用を 信託財 産

る。

(報告様式)

削除

第六条 処分計算書又は損失処理計算書の様式は 法の規定により提出される貸借対照表が 報告様式によるものとす 損益計算書及び利益

(定義)

第八条 (略)

2~3 (略)

成十四年法律第百五十四号)の規定による更生手続開始の決定をは、次の各号に掲げる会社をいう。ただし、財務上又は営業上若しは、次の各号に掲げる会社をいう。ただし、財務上又は営業上若している会社等(民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)の問定による再生手続開始の決定を受けた会社等、会社更生法(平規定による再生手続開始の決定を受けた会社等、会社更生法している会社等の意思決定機関を支配している会社と

ずれかの要件に該当する会社の計算において所有している会社であつて、かつ、次に掲げるいの計算において所有している会社であつて、かつ、次に掲げるい他の会社等の議決権の百分の四十以上、百分の五十以下を自己

社等であつて、

かつ、

有効な支配従属関係が存在しないと認めら

の議決権の過半

受けた株式会社、

破産法

(平成十六年法律第七十五号) の規定に

よる破産手続開始の決定を受けた会社等その他これらに準ずる会

数を自己の計算において所有している会社れる会社等を除く。以下この項において同じ。

1 (略)

事業の方針の決定に関して影響を与えることができる者が、当又はこれらであつた者で自己が他の会社等の財務及び営業又はロ 役員、自己の業務を執行する社員若しくは使用人である者、

(定義)

第八条 (略)

2~3 (略)

4

は、 ないことが明らかであると認められる会社は、この限りでない。 くは事業上の関係からみて他の会社等の意思決定機関を支配してい 二 他の会社等の議決権の百分の四十以上、百分の五十以下を自己 前項に規定する他の会社等の意思決定機関を支配している会社と ず の計算において所有している会社であつて、 と認められる会社等を除く。以下この項において同じ。)の議決 準ずる会社等であつて、かつ、 理開始の命令を受けた会社、 けた会社、 権の過半数を自己の計算において所有している会社 定による更生手続開始の決定を受けた会社 0) 年法律第二百二十五号) 次の各号に掲げる会社をいう。ただし、財務上又は営業上若し 他の会社等 れかの要件に該当する会社 規定による破産手続開始の決定を受けた会社その他これらに 商法 (会社更生法 (明治三十二年法律第四十八号) の規定による整 の規定による再生手続開始の決定を受 (平成十四年法律第百五十四号) 破産法 有効な支配従属関係が存在しない (平成十六年法律第七十五号 かつ、 民事再生法 次に掲げるい (平成十 の規

(略)

響を与えることができる者が、当該他の会社等の取締役会そのが他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に関して影
ロ 役員若しくは使用人である者、又はこれらであつた者で自己

該他の会社等の取締役会その他これに準ずる機関の構成員の過

半数を占めていること

、 〜 ホ

略

三 (略)

5 (略)

子会社以外の他の会社等(民事再生法の規定による再生手続開始の決定を受けた会社等、会社更生法の規定による破産手続開始の決定を受けた会社等その他これらに準ずる会社等であつて、かつ、当該会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないと認められる会社等を除く。以下この項において同じ。)の議決権の百分の二十以上を自己の計算において所有している場合

次に掲げるいずれかの要件に該当する場合十未満を自己の計算において所有している場合であつて、かつ、一 子会社以外の他の会社等の議決権の百分の十五以上、百分の二

イ 役員、自己の業務を執行する社員若しくは使用人である者、

イ

役員若しくは使用人である者、

又はこれらであつた者で自己

他これに準ずる機関の構成員の過半数を占めていること。

ハ〜ホ (略)

三 (略)

5 (略)

前項に規定する子会社以外の他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合とは、次の各号に掲げる場合をいう。ただし、財務上又は営業上若しくは事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないことが明らかであると認められるときは、この限りでない。 一子会社以外の他の会社等 (会社更生法の規定による更生手続開始の決定を受けた会社、商法の規定による整理開始の命令を受けた会社、破産法の規定による破産手続開始の決定を受けた会社、商法の規定による整理開始の命令を受けた会社、破産法の規定による破産手続開始の決定を受けた会社、商法の規定によるを理開始の命令を受けた会社、破産法の規定による破産手続開始の決定を受けた会社、商法の規定による破産手続開始の決定を受けた会社その他社、破産法の規定による破産手続開始の決定を受けた会社その他社、破産法の規定による破産手続開始の決定を受けた会社その他社、破産法の規定による破産手続開始の決定を受けた会社その他社、破産法の規定による破産手続開始の決定を受けた会社その他社、破産法の規定による破産手続開始の決定を受けた会社その他社、破産法の規定による破産手続開始の決定を受けた会社その他社、破産法の規定による破産手続開始の決定を受けた会社を必ずる場合は、対象を対している。

又はこれらに準ずる役職に就任していること。きる者が、当該子会社以外の他の会社等の代表取締役、取締役及び営業又は事業の方針の決定に関して影響を与えることがで又はこれらであつた者で自己が子会社以外の他の会社等の財務

口~ホ (略)

三 (略)

7 21 (略)

資産である当該会社の株式を取得する権利をいう。)をいう。原資産とするコール・オプション(一定の金額の支払いにより、原の規則において、「自社株式オプション」とは、自社の株式を

プション(前項に規定する自社株式オプションをいう。以下同じ。この規則において、「ストック・オプション」とは、自社株式オ

24

関係にある使用人のほか、財務諸表提出会社の取締役、会計参与、)のうち、財務諸表提出会社が従業員等(財務諸表提出会社と雇用

働や業務執行等の対価として財務諸表提出会社が従業員等に給付す監査役及び執行役並びにこれらに準ずる者をいう。)に、報酬(労

るものをいう。)として付与するものをいう。

(重要な会計方針の記載)

手続並びに表示方法その他財務諸表作成のための基本となる事項 (|第八条の二 財務諸表作成のために採用している会計処理の原則及び|

任していること。他の会社等の代表取締役、取締役又はこれらに準ずる役職に就定に関して影響を与えることができる者が、当該子会社以外のが子会社以外の他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決

ロ〜ホ (略)

7 ~ 三 21 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(重要な会計方針の記載)

手続並びに表示方法その他財務諸表作成のための基本となる事項(第八条の二 財務諸表作成のために採用している会計処理の原則及び

(新設)	第八条の十五 前条の規定のほか、ストック・オプションの内容、規
	(ストック・オプションに関する注記)
	合には、記載することを要しない。
	2 前項に定める事項は、当該会社が連結財務諸表を作成している場
	金額
	三 権利不行使による失効が生じた場合には、利益として計上した
	用計上額及び科目名
	二 財貨を取得した場合には、その取引における資産計上額又は費
	額及び科目名
	一 役務の提供を受けた場合には、当該事業年度における費用計上
	はこの限りでない。
	事項を注記しなければならない。ただし、別段の定めがある場合
	付与又は自社の株式を交付している場合には、次の各号に掲げる
(新設)	第八条の十四 ストック・オプション若しくは自社株式オプションを
	与又は交付に関する注記)
	(ストック・オプション、自社株式オプション又は自社の株式の付
一~十一 (略)	一~十一 (略)
できる。	
。ただし、重要性の乏しいものについては、記載を省略することが	重要性の乏しいものについては、記載を省略することができる。
利益処分計算書又は損失処理計算書の次に記載しなければならない	キャッシュ・フロー計算書の次に記載しなければならない。ただし
次条において「会計方針」という。)で次の各号に掲げる事項は、	次条において「会計方針」という。)で次の各号に掲げる事項は、

ならない。 模及びその変動状況として次の各号に掲げる事項を注記しなければ 付与対象者の役員、 株式の種類別のストック・オプションの数 従業員などの区分ごとの人数

付与数

口 当事業年度における権利不確定による失効数

시 체 의 게 当事業年度における権利確定数

前事業年度末及び当事業年度末における権利未確定残数

当事業年度における権利行使数

当事業年度における権利不行使による失効数

前事業年度末及び当事業年度末における権利確定後の未行使

四 三 権利確定条件 (権利確定条件が付されていない場合にはその旨

付与日

残 数

九八七六五 対象勤務期間 (対象勤務期間の定めがない場合にはその旨)

権利行使期間

権利行使価格

付与日における公正な評価単価

当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権

利行使時の株価の平均値

2 前項の注記は、 契約単位で記載する方法 次のいずれかの方法で記載しなければならない。

| 複数契約を集約して記載する方法

- ン 利行使期間が概ね類似しているとはいえないストック・オプショ 利行使期間が概ね類似しているとはいえないストック・オプショー 付与対象者の区分、権利確定条件の内容、対象勤務期間及び権
- したストック・オプション 一株式の公開前に付与したストック・オプションと公開後に付与
- 4 当事業年度に付与されたストック・オプション 条件変更により公正な評価単価が変更されたストック・オプション については、公正な評価単価の見積方法として使用した算定技法並 びに使用した主な基礎数値及びその見積方法を記載しなければなら ない。ただし、使用した算定技法及び使用した主な基礎数値の見積 ない。ただし、使用した算定技法が著しく異なるストック・オプション
- ない。 や業績条件の不達成による失効数の見積方法を記載しなければなら や業績条件の不達成による失効数の見積方法を記載しなければなら ストック・オプションの権利確定数の見積方法として、勤務条件
- 7 ストック・オプションの単位当たりの本源的価値(ストック・オ社の株式の評価方法について記載しなければならない。 正な評価単価の見積方法として、その価値を算定する基礎となる自正な評価単価の見積方法として、その価値を算定する基礎となる自

株式の評価額と行使価格との差額をいう。 ならない。 ションの権利行使日における本源的価値の合計額を注記しなければ の合計額及び当該事業年度において権利行使されたストック・オプ プションが権利行使されると仮定した場合の単位当たりの価値であ 当該時点におけるストック・オプションの原資産である自社の による算定を行つた場合には、 事業年度末における本源的価値 以下この項において同じ

内容について注記しなければならない。 の旨を注記しなければならない。 なつたため ョンの内容として注記した事項に変更が生じた場合は、 ストック・オプションの条件変更を行つた結果、 オプションの公正な評価単価が付与日の公正な評価単価以下と 公正な評価単価の見直しを行わなかつた場合には、 条件変更日におけるストッ ストック・ その変更 オプ そ

9 している場合には、 項から前項に定める事項は、 記載することを要しない 当該会社が連結財務諸表を作成

(新設)

役務の受領又は財貨の取

第八条の十六

第八条の十四の規定のほか、

ている場合には、

得の対価として自社株式オプションを付与又は自社の株式を交付し

前条第一項各号に掲げる事項のうち該当する事項

(自社株式オプション及び自社の株式を対価とする取引の注記)

財貨の取得価額の算定を当該役務又は財貨の公正な評価額によつた

提供を受けた役務又は取得した財貨の内容及び役務の対価又は

前条に準じて記載しなければならない。

この場合におい

第九条 第十八条 第十二条 3 第八条の十七 2 2 3 場合には、 成している場合には ばならない。 び純資産の部に分類して記載しなければならない。 の規定による注記の次に記載しなければならない。 ときには、 (資産、 (注記の方法) フロー計算書の次に記載しなければならない。この場合において 、継続企業の前提に関する注記 自社株式オプションの付与又は自社の株式の交付に対価性がない 第八条の二の規定による記載は、 前条の規定による注記は、 (略) 項及び第 (略) 資産、負債及び純資産は、 親会社株式 負債及び純資産の分類) その旨及び対価性がないと判断した根拠を記載しなけれ その旨を注記しなければならない。 (略) 一項に定める事項は、 (会社法第百三十五条第二項及び第八百条第一 記載することを要しない 前項の規定にかかわらず、 それぞれ資産の部、 同条の規定にかかわらず、 当該会社が連結財務諸表を作 キャッシュ 負債の部及 前条 第九条 第十二条 2 第十八条 3 第八条の十四 ず、 において、第八条の二の規定による記載は、 算書又は損失処理計算書の次に記載しなければならない。この場合 資本の部に分類して記載しなければならない。 (注記の方法 前条の規定による注記は、 (継続企業の前提に関する注記) (略) 前条の規定による注記の次に記載しなければならない。 (略) 資産、負債及び資本は、それぞれ資産の部、 親会社株式 (略) (商法第二百十一条ノ二第一項に規定する親会 前項の規定にかかわらず、 同条の規定にかかわら 負債の部及び 利益処分計

び第三十二条の二において同じ。 項の規定により親会社の発行したものに限る。 もつて別に掲記しなければならない。 に処分されると認められるものは、 のうち貸借対照表日後 流動資産に親会社株式の科目を ただし、 その金額が僅少であ 第三十一 条第 一年以内 一号及 限る。 が僅少である場合には 式の科目をもつて別に掲記しなければならない。 社及び同条第三項の規定により親会社となる会社の発行したものに

第三十一条第一号において同じ。

は、

流動資産に親会社株

ただし

その金額

注記によることができる。

る場合には、 注記によることができる。

第三 一条の二 投資その他の資産に親会社株式の科目をもつて別に掲記しな 親会社株式のうち第十八条に規定するもの以外のも

のは、

ければならない。 よることができる。 ただし その金額が僅少である場合には 注記に

(繰延資産の範囲

第三十六条 金及び開発費は、繰延資産に属するものとする。 創立費、 開業費、 新株発行費、 社債発行費、 社債発行差

(繰延資産の区分表示)

第三十七条 当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならな 繰延資産に属する資産は、 次に掲げる項目の区分に従い

(削る) ~六 (略)

> 第三十二条の二 削除

(繰延資産の範囲)

第三十六条 創立費、 開業費、 新株発行費、 社債発行費、 社債発行差

開発費及び建設利息

(商法第

一百九十一条第一項の規定により

株主に配当した利息をいう。 以下同じ。 は、 繰延資産に属するも

のとする。

第三十七条 当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならな 繰延資産に属する資産は、

次に掲げる項目の区分に従

(繰延資産の区分表示)

一~六 (略)

七 建設利息

2

略

流動負債の区分表示

第四十九条 負債を示す名称を付した科目をもつて別に掲記しなければならない 負債及び純資産の合計額の百分の一を超えるものについては、 当該負債を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならな ただし、未払配当金又は期限経過の未償還社債で、その金額が 流動負債に属する負債は、 次に掲げる項目の区分に従い 当該

\ \{ (略

2 \ \ 4

第五十条 負債を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。 負債及び純資産の合計額の百分の一を超えるものについては、 員からの短期借入金等の短期債務又はその他の負債で、その金額が 前条第一項第十号の負債のうち、 株主、 役員若しくは従業 当該

第五十三条 を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。 及び純資産の合計額の百分の一を超えるものについては、 くは従業員からの長期借入金又はその他の負債で、 第五十二条第 一項第五号の負債のうち、 その金額が負債 株主、役員若し 当該負債

(関係会社に対する負債の注記

第五十五条 関係会社との取引に基づいて発生した支払手形及び買掛

2

略

流動負債の区分表示

第四十九条 債を示す名称を付した科目をもつて別に掲記しなければならない。 負債及び資本の合計額の百分の一を超えるものについては、 当該負債を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならな ただし、未払配当金又は期限経過の未償還社債で、その金額が 流動負債に属する負債は、 次に掲げる項目の区分に従 当該負

<u></u> \ (略

2 \ \ 4 (略)

第五十条 債を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。 負債及び資本の合計額の百分の一を超えるものについては、当該 員からの短期借入金等の短期債務又はその他の負債で、その金額が 前条第一項第十号の負債のうち、 株主、役員若しくは従業

第五十三条 業員からの長期借入金又はその他の負債で、 称を付した科目をもつて掲記しなければならない。 本の合計額の百分の一を超えるものについては、 前条第 一項第五号の負債のうち、 その金額が負債及び資 株主、役員若しくは従 当該負債を示す名

(関係会社に対する負債の注記)

第五十五条 関係会社との取引に基づいて発生した支払手形及び買掛

。ただし、関係会社に対する支払手形又は買掛金のいずれかの金額当該支払手形及び買掛金の金額をそれぞれ注記しなければならない金の合計額が負債及び資本の合計額の百分の一を超える場合には、

2. 関系はよう女子によう、て巻目して貴族(えムモジ、賢事をの合計額のみを注記することができる。が負債及び純資産の合計額の百分の一以下である場合には、これら

2

- 宣分の一を超えるものについては、その金額を注記しなければなら 下、未払費用又は前受収益で、その金額が負債及び純資産の合計額の 、未払費用又は前受収益で、その金額が負債及び純資産の合計額の 及び第五十二条第一項の規定により区分掲記されるものを除く。)関係会社との取引に基づいて発生した債務(支払手形、買掛金
- おばならない。
 都の百分の一を超える場合には、その旨及びその金額を注記しなけ 、全の日のの金額の合計額が、負債及び純資産の合計 の合計で、前二項に規定する関係会社に対する負債で、前二項の規定により

第四節 純資産

(純資産の分類)

に分類して記載しなければならない。 第五十九条 純資産は、株主資本、評価・換算差額等及び新株予約権

第二目 株主資本

合計額のみを注記することができる。
が負債及び資本の合計額の百分の一以下である場合には、これらのが負債及び資本の合計額の百分の一以下である場合には、これらの当該支払手形及び買掛金の金額をそれぞれ注記しなければならない金の合計額が負債及び資本の合計額の百分の一を超える場合には、

- ばならない。の百分の一を超える場合には、その旨及びその金額を注記しなけれの百分の一を超える場合には、その旨及びその金額を注記しなけれ注記したもの以外のものの金額の合計額が、負債及び資本の合計額前二項に規定する関係会社に対する負債で、前二項の規定により

3

第四節 資本

(資本の分類)

| 記載しなければならない。| 記載しなければならない。| 第五十九条 資本は、資本金、資本剰余金及び利益剰余金に分類して

第二目 資本会

2 (略)	第六十三条 (略) (資本剰余金の区分表示)	(削る)	2 (略)	拠金の科目をもつて掲記しなければならない。の規定にかかわらず、資本金の次に別に区分を設け、新株式申込証第六十二条 申込期日経過後における新株式申込証拠金は、第六十条(新株式申込証拠金の表示)	い。 第六十一条 資本金は、資本金の科目をもつて掲記しなければならな (資本金の表示)	て記載しなければならない。 「株主資本の分類)
2 (略) しなければならない。 ファイン・ ファイン	第六十三条(略)(資本剰余金の区分表示)	第三目 資本剰余金	2 (略) (略) (おんだん)	けいばよっない。 設け、新株式払込金又は新株式申込証拠金の科目をもつて掲記しな拠金は、第五十九条の規定にかかわらず、資本金の次に別に区分を第六十二条 新株式払込金又は申込期日経過後における新株式申込証 (新株式払込金等の表示)	注記しなければならない。 (資本金に関する注記)	。 第六十条 資本金は、資本金の科目をもつて掲記しなければならない (資本金の表示)

(削る)	3 その他利益剰余金は、株主総会又は取締役会の決議に基づく設定 目的を示す科目又は繰越利益剰余金の科目をもつて掲記しなければ	2 (略)	出口	二をの他利益剰余金の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一	ならない。	従い、当該剰余金を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければ	第六十五条 利益剰余金に属する剰余金は、次に掲げる項目の区分に	(利益剰余金の区分表示)	(削る)				第六十四条 削除	
第六十五条の二 第六十四条の規定は、当該事業年度開始の日前二年	(新設)	2 (略)	三 当期未処分利益又は当期未処理損失	二任意積立金一(略)	もつて掲記しなければならない。	目の区分に従い、当該剰余金又は損失金を示す名称を付した科目を	第六十五条 利益剰余金に属する剰余金又は損失金は、次に掲げる項	(利益剰余金の区分表示)	第四目 利益剰余金	注記しなければならない。	月(当該処分に係る決算について株主総会の承認があつた年月)を	金の名称、欠損てん補に充当された金額及び欠損てん補を行つた年第二項に規定する準備金で欠損てん補を行つた場合には、当該準備	第六十四条 当該事業年度開始の日前二年以内に資本準備金又は前条	(資本準備金による欠損てん補の注記)

二 第六十八条の二に規定する土地再評価差額金における新株式申込証拠金	延べられるヘッジ手段に係る損益又は時価評価差額をいう。) 二 繰延ヘッジ損益(ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで繰り
一第六十二条第一項に規定する新株式払込金又は申込期日経過後の選名を発売しております。	
の差額を生記しなけれずならない。 資本金、資本準備金及び利益準備金の合計額を下回る場合には、そ	一その也有面証券評価差額金(純資産の部こ計上されるその也有該項目を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。
第六十七条 純資産額から次に掲げる科目の合計額を控除した額が、	第六十七条 評価・換算差額等は、次に掲げる項目の区分に従い、当
(資本の欠損の注記)	(評価・換算差額等の分類及び区分表示)
第五目 雑則	第三目『評価・換算差額等
(新設)	い。 家六十六条の二 自己株式申込証拠金の科目をもつて掲記しなければならな証拠金は、第六十条の規定にかかわらず、自己株式の次に別に区分証拠金は、第六十条の規定にかかわらず、自己株式の次に別に区分
名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。は、減債積立金、配当平均積立金等の当該積立金の設定目的を示す	(自己朱式申込証処金の表示) 金の次に自己株式の科目をもつて掲記しなければならない。
第六十六条 第六十五条第二号の任意積立金に属する剰余金について	第六十六条 自己株式は、株主資本に対する控除項目として利益剰余(自己株式の表示)
行つた場合に準用する。以内に利益準備金又は前条第二項に規定する準備金で欠損てん補を	

設け、土地再評価差額金の科目をもつて掲記しなければならない。 第六十八条の二 土地再評価法第七条第二項に規定する再評価差額金 (再評価差額金の表示)	2 会社法以外の法律の規定により、会社計算規則第百八十六条第一第六十八条の二 会社法第四百六十一条第二項第四号及び会社計算規記しなければならない。 第五目 雑則
第六十八条 商法施行規則(平成十四年法務省令第二十二号)第百二 別により、利益の配当について制限を受けている場合には、前項の規定を準用する。 別定を準用する。 別定を準用する。 の旨及びその内容を注記しなければならない。 の目及びその内容を注記しなければならない。	株予約権の科目をもつて掲記することを妨げない。 定し、新株予約権に対する控除項目として新株予約権の次に自己新 だし、新株予約権は、新株予約権から控除しなければならない。た ばならない。 第六十八条 新株予約権は、新株予約権の科目をもつて掲記しなけれ
限 +	要には、 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・

(削る) 第六十八条の二の五 (自己株式の保有	(削る) (削る) (削る) (自己株式の表示)	の科目をもつて掲記しなけ (削る) (削る) (削る) (自己株式払込金等の表示 (自己株式払込金等の表示	「特定法人の純資産の記載)	の旨及びその内容を注記しなければならない。 3 契約により、利益の配当について制限を受けている場合には、そ
八十八条の二の五(会社が保有する自己株式の数、株式の種類ごと(自己株式の保有数の注記)	の部の末尾に記載しなければならない。 六十八条の二の四 自己株式は、資本に対する控除項目として資本(自己株式の表示)	 	(その他有価証券評価差額金の科目をもつて掲記しなければ、第五十九条の規定にかかわらず、利益剰余金の次に別に区分は、第五十九条の規定にかかわらず、利益剰余金の次に別に区分(その他有価証券の評価差額の表示)	

に注記しなければならない。

第六十八条の四 (一株当たり純資産額の注記) (略)

(一株当たり当期純損益金額等の注記

2 • 3 (略) 第九十五条の五の二

(略)

要な後発事象として次の各号に掲げる事項を注記しなければならな 貸借対照表日後に株式併合又は株式分割が行われた場合には、 重

在株式調整後一株当たり当期純利益金額が ただし、当事業年度において、 潜在株式が存在しない場合、 株当たり当期純利益金 潜

額を下回らない場合及び の旨を記載し、 当事業年度に係る潜在株式調整後一株当たり当期純 株当たり当期純損失金額の場合には、

利益金額の記載は要しないものとする。

株式併合又は株式分割が行われた旨

前項第二号に掲げる事項 (前項ただし書により記載を要しない

場合を除く。

と仮定した場合における当事業年度に係る一株当たり当期純利益 金額又は当期純損失金額及び潜在株式調整後一株当たり当期純利 当事業年度の開始の日に当該株式併合又は株式分割が行われた

益金額

第六十八条の三 (一株当たり純資産額の注記 (略)

第九十五条の五の二 (一株当たり当期純損益金額等の注記 略

2 • 略

(新設)

(株主資本等変動計算書の区分表示)	(株主資本等変動計算書は、様式第四号により記載するものとする	第一節総則	第四章 株主資本等変動計算書	(削る)	(削る)
	(新設)	(新設)	(新設)	第九十五条の六 当期純利益金額又は当期未処理損失金額若しくは前期繰越損失金額、一定の目的に従う取崩しによる利益金額、商法第二百八十九条第二項の規定により減少した利益準備金の額、自己株式処分差損、自己株式消却額又は商法第二百九十三条ノ五第一項 の金銭の分配(以株式消却額又は商法第二百九十三条ノ五第一項 の金銭の分配(以株式消却額という。)の金額及び中間配当に伴う利益準備金の行っての目的のために留保した利益を額として表示しなければならない。	第四節の三 当期未処分利益金額又は当期未処理損失金額

れぞれの金額を注記 規定にかかわらず、 (新設)
その他利益剰余金の変動
変動額は、変動事由ごとならない。(新設)当事業年度変動額及び当(新設)
(新設)
当該項目を示す
換算差額等及び (新設)

年度末残高に区分して記載しなければものとする。ただし、主な変動事由ごものとする。ただし、主な変動事由ごものとする。ただし、主な変動事由ごものとする。ただし、主な変動事由ごものとする。ただし、主な変動事由ごを変動額及び当事業年度末残高に区分して記載しなければなら予約権は、前事業年度変動額は、一括して記載を変動事由ごとに記載又は注記することに記載又は注記することに記載といるにで記載といるに記述といるに記述を記述といるに記述といるに記述といるに記述といるに記述といるに記述といるに記述といるに記述といるに記述といるに記述といるに記述といるに記述といるに記述といるに記述をいるに記述といるに記述といるに記述といるに記述といるに記述を記述といるにはるに記述といるに記述といるに記述といる	•	第三節 評価・換算差額等
(新新新新 設) 設) 設)	(新設)	(新設)

の十六の規定により注記されるものを除くものとする。 の十六の規定により注記されるものを除くものとする。 の十六の規定により注記されるものを除くものとする。

3 度末の数、 を省略することができる。 を控除した株式数) 株式総数(自己株式を保有しているときは、 されたものと仮定した場合の増加株式数の、 の概要を記載しなければならない。 ごとに、 項第二号の株式の数は、 新株予約権の目的となる株式の前事業年度末及び当事業年 当事業年度に増加及び減少する株式の数並びに変動事由 に対する割合に重要性が乏しい場合には、 新株予約権の目的となる株式の種類 ただし、 当該自己株式の株式数 当事業年度末の発行済 新株予約権が権利行使 注記

(配当に関する注記)

一株当たり配当額、基準日及び効力発生日配当財産が金銭の場合には、株式の種類ごとの配当金の総額、

| 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が種類及び帳簿価額、一株当たり配当額、基準日並びに効力発生日| 配当財産が金銭以外の場合には、株式の種類ごとの配当財産の

翌事業年度となるものについては、

配当の原資及び第一号又は第

(新設)

第百十二条(略) 第百一条(キャッシュ・フロー計算書の表示区分) (キャッ	第百十一条(略) 第百条 (キャッシュ・フロー計算書の作成の対象) (キャ	するものとする。 するものとする。 するもの まヤッシュ・フロー計算書は、様式第五号又は第六号により記載 2 キャッ第百十条 (略) 第九十九条 第十条 (略) (キャッシュ・フロー計算書の記載方法)	第五章 キャッシュ・フロー計算書 第四章 キャッシュ・フロー計算書	準則の定めるところに準じて記載することができる。 きは、当該指定法人は、その財務諸表について適用される法令又は おいて、この規則により記載することが適当でないと認められると 第百九条の二 指定法人が、株主資本等変動計算書を作成する場合に (新設)	第六節 雑則 (新設)	ている場合には、記載することを要しない。前項に定める事項は、財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成し
(略) ツシュ・フロー計算書の表示区分)	「条」(略) (キャッシュ・フロー計算書の作成の対象)	するものとする。 キャッシュ・フロー計算書は、様式第四号又は第五号により記載九十九条 (略)(キャッシュ・フロー計算書の記載方法)	第四章 キャッシュ・フロー計算書			

(営業活動によるキャッシュ・フローの表示方法)

第百十三条(

(投資活動によるキャッシュ・フローの表示方法

第百 条において同じ。 当な名称を付した科目をもつて一括して掲記することができる。 括して表示することが適当であると認められるものについては、 係るキャッシュ・フローを、 より表示する方法により、有価証券(現金同等物を除く。 フローの区分には、 つて掲記しなければならない。ただし、 1十四条 投資有価証券の取得による支出、 有形固定資産の取得による支出、 付けによる支出、 第百十二 一条第一 の取得による支出、 主要な取引ごとにキャッシュ・フローを総額に 貸付金の回収による収入その他投資活動に ||号に掲げる投資活動によるキャッシュ その内容を示す名称を付した科目をも 投資有価証券の売却による収入 有形固定資産の売却による収入 その金額が少額なもので一 有価証券の売却による収入 以下この 適

財務活動によるキャッシュ・フローの表示方法)

出、社債の発行による収入、社債の償還による支出、株式の発行におり表示する方法により、短期借入れによる収入、長期借入金の返済による支い表示する方法により、短期借入れによる収入、短期借入金の返第百十五条 第百十二条第三号に掲げる財務活動によるキャッシュ・第

(営業活動によるキャッシュ・フローの表示方法)

第百二条 (略)

第百三条 称を付した科目をもつて一括して掲記することができる。 表示することが適当であると認められるものについては、 記しなければならない。ただし、 付けによる支出、 資有価証券の取得による支出、 形固定資産の取得による支出、 おいて同じ。 表示する方法により、有価証券 ヤッシュ・フローを、その内容を示す名称を付した科目をもつて掲 の区分には、 投資活動によるキャッシュ・フローの表示方法 第百 の取得による支出、 主要な取引ごとにキャッシュ・フローを総額により 条第二号に掲げる投資活動によるキャッシュ 貸付金の回収による収入その他投資活動に係るキ 投資有価証券の売却による収入、 有形固定資産の売却による収入、 (現金同等物を除く。 その金額が少額なもので一括して 有価証券の売却による収入、 以下この条に 適当な名 ・フロ 貸 投 有

(財務活動によるキャッシュ・フローの表示方法)

社債の発行による収入、社債の償還による支出、株式の発行によるよる支出、長期借入れによる収入、長期借入金の返済による支出、表示する方法により、短期借入れによる収入、短期借入金の返済に表示する方法により、短期借入れによる収入、短期借入金の返済にまる正式のでは、主要な取引ごとにキャッシュ・フローを総額により第百四条 第百一条第三号に掲げる財務活動によるキャッシュ・フロー

することが適当であると認められるものについては、適当な名称をなければならない。ただし、その金額が少額なもので一括して表示シュ・フローを、その内容を示す名称を付した科目をもつて掲記しよる収入、自己株式の取得による支出その他財務活動に係るキャッ

、現金及び現金同等物に係る換算差額等の記載、

した科目をもつて一括して掲記することができる。

まる差額を加算又は減算した額を記載するものとする。 支差額の合計額に前項に規定する外貨建ての資金の円貨への換算にるキャッシュ・フロー及び財務活動によるキャッシュ・フローの収留の区分には、営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動による第百十二条第五号に掲げる現金及び現金同等物の増加額又は減少2

(利息及び配当金に係るキャッシュ・フローの表示方法)

配当金の支払額は同条第三号に掲げる財務活動によるキャッシュ号に掲げる営業活動によるキャッシュ・フローの区分に記載し、一利息及び配当金の受取額並びに利息の支払額は第百十二条第一に掲げるいずれかの方法により記載するものとする。第百十七条 利息及び配当金に係るキャッシュ・フローは、次の各号

フロ

の区分に記載する方法

た科目をもつて一括して掲記することができる。ことが適当であると認められるものについては、適当な名称を付しればならない。ただし、その金額が少額なもので一括して表示するればならない。ただし、その金額が少額なもので一括して表示する収入、自己株式の取得による支出その他財務活動に係るキャッシュ

〈現金及び現金同等物に係る換算差額等の記載

するものとする。
差額の区分には、外貨建ての資金の円貨への換算による差額を記載第百五条 第百一条第四号に掲げる現金及び現金同等物に係る換算

る差額を加算又は減算した額を記載するものとする。 差額の合計額に前項に規定する外貨建ての資金の円貨への換算によキャッシュ・フロー及び財務活動によるキャッシュ・フローの収支の区分には、営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるの 第百一条第五号に掲げる現金及び現金同等物の増加額又は減少額

利息及び配当金に係るキャッシュ・フローの表示方法

掲げるいずれかの方法により記載するものとする。第百六条 利息及び配当金に係るキャッシュ・フローは、次の各号に

フローの区分に記載する方法当金の支払額は同条第三号に掲げる財務活動によるキャッシュ・に掲げる営業活動によるキャッシュ・フローの区分に記載し、配利息及び配当金の受取額並びに利息の支払額は第百一条第一号

区分に記載する方法 との分に記載する方法 との分に記載する方法 との お額は同条第三号に掲げる財務活動によるキャッシュ・フローの によるキャッシュ・フローの区分に記載し、利息及び配当金の支 利息及び配当金の受取額は第百十二条第二号に掲げる投資活動

(事業の譲受け又は譲渡に係るキャッシュ・フローの表示方法)

にその内容を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならな百十二条第二号に掲げる投資活動によるキャッシュ・フローの区分第百十八条 事業の譲受け又は譲渡に係るキャッシュ・フローは、第

(キャッシュ・フロー計算書に関する注記事項

第百十九条 (略)

(営業の譲受け又は譲渡に係るキャッシュ・フローの表示方法)

の内容を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。一条第二号に掲げる投資活動によるキャッシュ・フローの区分にそ第百七条 営業の譲受け又は譲渡に係るキャッシュ・フローは、第百

(キャッシュ・フロー計算書に関する注記事項

第百八条 (略)

第百九条 削除

第五章 利益処分計算書又は損失処理計算書

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

2 その他資本剰余金を処分した場合には、その内容は、前項の規	三 次期繰越利益 二 利益処分額	一 当期未処分利益る科目をもつて掲記しなければならない。	第百十二条 利益処分計算書に記載する利益処分の内容は、次に掲げ	(利益処分に関する表示方法)	第二節 利益処分計算書	一本章第三節の規定による損失処理計算書を作成しなければならない	よる利益処分計算書を作成し、当期未処理損失の処理については、第百十一条 当期未処分利益の処分については、本章第二節の規定に	より記載するものとする。	2 利益処分計算書又は損失処理計算書は、様式第六号又は第七号に	規定の定めるところによる。	第百十条 利益処分計算書又は損失処理計算書の記載方法は、本章の	(利益処分計算書又は損失処理計算書の記載方法)	第一節総則

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

第百十三条 第六十五条第二号の任意積立金を取崩して当期の利益処

未処分利益に当該金額を加算する形式により、

示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

分に充当する場合には、

当該取崩金額は、

前条第一項第一号の当期

当該積立金取崩高を

その他資本剰余金次期繰越額

その他資本剰余金処分額

その他資本剰余金

(利益処分額の区分表示)

第百十四条 第百十二条第一項第一 一号の利益処分額は、 次に掲げる

項目を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

利益準備金

配当金

三 役員賞与金

兀

資本金

六 五 その他 任意積立金

第六十六条の規定は 前項第五号の任意積立金の記載について準

用する。

定により記載したものとは区分し 次に掲げる科目をもつて掲記し

なければならない。

(削る) (削る) (削る) 第百十六条 第百十五条 三二 兀 す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。 ければならない。 る科目をもつて掲記しなければならない。 により記載したものとは区分し、 (損失処理に関する表示方法) (損失処理額の区分表示) その他資本剰余金を処分した場合には、 その他資本剰余金取崩額 その他資本剰余金次期繰越額 その他資本剰余金処分額 その他資本剰余金 損失処理額 当期未処理損失 第三節 次期繰越損失 資本準備金取崩額 利益準備金取崩額 任意積立金取崩額 前条第一項第二号の損失処理額は、 損失処理計算書に記載する損失処理の内容は、 損失処理計算書 次に掲げる科目をもつて掲記しな その内容は、

前項の規定

次に掲げ

次に掲げる項目を示

(附属明細表の記載方法)

第百二十条(略)

(附属明細表の種類)

三号及び第四号に掲げる附属明細表については作成を要しない。 、財務諸表の提出会社が連結財務諸表を作成している場合には、第第百二十一条 附属明細表の種類は、次に掲げるものとする。ただし

(削る)

五 (略)

定めるところによる。
2 前項各号の附属明細表の様式は、様式第七号から第十一号までに

(特定事業を営む会社の附属明細表)

(略

銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十三号)の適用を受け二 銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号)又は長期信用

(附属明細表の記載方法)

第百十七条 (略)

、附属明細表の種類

財務諸表の提出会社が連結財務諸表を作成している場合には、第三第百十八条 附属明細表の種類は、次に掲げるものとする。ただし、

号及び第四号に掲げる附属明細表については作成を要しない。

一~四 (略)

五 資本金等明細表

 六
 五

 (略)

(特定事業を営む会社の附属明細表)

明細表については作成を要しない。 明細表については作成を要しない。 現第三号及び第四号に掲げる附属明細表又はこれらに相当する附属 社又は指定法人が連結財務諸表を作成している場合には、前条第一 社又は指定法人が連結財務諸表を作成している場合には、前条第一 で成方法は、当該各号の定めるところによる。ただし、当該株式会 が表の規定により提出する附属明細表の用語、様式及び 第百十九条 別記事業を営む株式会社又は指定法人のうち次の各号に

一 (略)

銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十三号)の適用を受け二 銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号)又は長期信用

行規則 第 は、 七年大蔵省・労働省令第 年商工省・大蔵省令) 林水産省令第十六号)、 五十七年大蔵省令第十五号) る株式会社及び農林中央金庫法施行規則 |項に定める様式により作成するものとする。 前条第一 (平成五年大蔵省令第十号)、 項第二号から第五号までに掲げる附属明細表を同 協同組合による金融事業に関する法律施 商工組合中央金庫法施行規則 号 又は労働金庫法施行規則 の適用を受ける指定法人に 信用金庫法施行規則 (平成十三年内閣府 (昭和五· (昭和十一 つい 昭 ・農 て 和

三 (略

兀 証券の 規則に定める別表中の 年建設省令第二十三号) 属明細表を同条第二項に定める様式により作成するものとする。 作成するとともに、 要約して記載することができる。 公共工事の前払金保証事業に関する法律施行規則 その 種類及び銘柄については、 他のものは法第一 有価証券明細表及び信託有価証券明細表に記載する有価 前条第一項第二号から第五号までに掲げる附 有価証券明細表及び信託有価証券明細表を の適用を受ける株式会社については、 二条第 株式は発行会社の事業の種類別 項に規定する有価証券の種 (昭和二十七 類別 同

> 同条第一 行規則 号記載上の注意中 人が同 第 は、 七年大蔵省・労働省令第 年商工省・大蔵省令)、 林水産省令第十六号)、 る株式会社及び農林中央金庫法施行規則 五十七年大蔵省令第十五号) 分 一項に定める様式により作成するものとする。 前条第一項第二号から第六号までに掲げる附属明細表を同 と読 条第 (平成五年大蔵省令第十号)、 |項に定める様式に準じて作成するものとし み替えるものとする。 項 第五号に掲げる附属明細表を作成する場合には 利益処分」 協同組合による金融事業に関する法律施 商工組合中央金庫法施行規則 号 又は労働金庫法施行規則 とあるの の適用を受ける指定法人につい 信用金庫法施行規則 は (平成十三年内閣府・ 「利益処分又は剰余金 ただし 様式第十 昭 昭 指定法 和五 和十 昭 農

三 (略)

兀 ただし、 に、 属明細表を同条第二項に定める様式により作成するものとする。 作成するとともに、 規則に定める別表中の有価証券明細表及び信託有価証券明細表 年 証券の種類及び銘柄については、 こ要約して記載することができる。 -建設省令第二十三号) 公共工事の前払金保証事業に関する法律施行規則 その他のものは法第二条第 有価証券明細表及び信託有価証券明細表に記載する有 前条第一項第二号から第六号までに掲げる附 の適用を受ける株式会社については、 株式は発行会社の事業の種 項に規定する有価証 (昭和二十七 券の 種 類別 類 同 別

五.

保険業法施行規則

(平成八年大蔵省令第五号)

の適用を受ける

Ŧī.

ものとする。
でに掲げる附属明細表を同条第二項に定める様式により作成する業費明細表を作成するとともに、前条第一項第二号から第五号ま株式会社又は指定法人については、同規則に定める書式による事

る様式により作成するものとする。もに、前条第一項第四号に掲げる附属明細表を同条第二項に定め規則に規定する附属明細表のうち次に掲げるものを作成するとと規則に規定する附属明細表のうち次に掲げるものを作成するとと

イ~二 (略)

(削る)

-~ハ (略)

(削る)

に規定する附属明細表のうち次に掲げるものを作成するものとす七 電気事業会計規則の適用を受ける株式会社については、同規則

る

失てん補準備金」 成するものとし、 明細表を作成する場合には、 ものとする。 でに掲げる附属明細表を同条第二項に定める様式により作成する 業費明細表を作成するとともに、 株式会社又は指定法人については、 読み替えるものとする。 ただし、 と 様式第十 指定法人が同条第一項第五号に掲げる附属 「利益処分」 号中 同条第二項に定める様式に準じて作 前条第一項第二号から第六号ま とあるのは 利益準備金 同規則に定める書式による事 「剰余金処分」と とあるのは

る様式により作成するものとする。もに、前条第一項第四号に掲げる附属明細表を同条第二項に定め規則に規定する附属明細表のうち次に掲げるものを作成するとと規則に規定する附属明細表のうち次に掲げるものを作成するとと

六

--- (略)

ホ 資本金等明細表

イ〜ハ (略)

二 資本金等明細表

に規定する附属明細表のうち次に掲げるものを作成するものとす。 電気事業会計規則の適用を受ける株式会社については、同規則

る

イ~ト (略)

(削る) (削る)

(略)

資産 明細表を同条第 り作成するものとする。 号から第五号に掲げる附属明細表を同条第二項に定める様式によ 定資産及び有形固定資産等明細表として作成するものとする。 下この号及び次条第 (資産流動化法第二条第 の適用を受ける特定目的会社については、 一項に定める様式により作成する場合には、 一号において同じ。 ただし、 項に規定する特定資産をいう。 同条第 一項第一 をその内容に含めて特 一号に掲げる附属 前条第 項第 特定 以

特定目的会社の計算に関する規則 (平成十八年内閣府令第

資信託及び投資法人に関する法律 価の状況表、 る有価証券明細表、 の適用を受ける投資法人については、同規則に定める様式によ 投資法人の計算に関する規則 不動産等明細表のうち総括表、 特定取引及び為替予約取引の契約額等及び時 (平成十八 (昭和二十六年法律第百九十 年内閣府令第 その他特定資産 号

九

九

イ〜ト (略)

リ 資本剰余金明細表 資本金明細表

ヌ

略)

細表を同条第二項に定める様式により作 号まで及び第六号に掲げる附属明細表を同条第一 用を受ける特定目的会社については、 明細書に関する規則 十二号中「利益準備金及び任意積立金」とあるのは 表として作成するものとし 項に規定する特定資産をいう。 式により作成する場合には、 を同条第二項に定める様式に準じて作成するものとする。 により作成するとともに、 て同じ。) と読み替えるものとする。 同条第一項第二号に掲げる附属明細表を同条第二項に定める様 特定目的会社の貸借対照表 をその内容に含めて特定資産及び有形固定資産等明細 (平成十年総理府令・ 同条第 前条第 特定資産 以下この号及び次条第 損益計算書、 項第五号に掲げる附属明細表 前条第一 項第五号に規定する附属明 (資産流動化法第 :成する場合には 大蔵省令第十号 営業報告書及び附 項第一 一項に定める様式 「任意積立金 号から第四 号にお 一条第 ただし の適

契約額等及び時価の状況表、 定める様式による有価証券明細表、 府令第百三十四号) 分配に係る計算書及び附属明細書に関する規則(平成十二年総理 投資法人の貸借対照表 の適用を受ける投資法人については、 損益計算書、 不動産等明細表のうち総括表、 特定取引及び為替予約取引の 資産運用報告書 同令に 金銭の

八号) 成するものとする。 いて同じ。 第二条第一項に規定する特定資産をいう。 の明細表 投資法人債明細表及び借入金明細表を作 次条第二号にお

+

略

、特定信託財産の附属明細

表

第百一 は、 十三条 次の各号の定めるところによる。 特定信託財産の附属明細表の用語、 様式及び作成方法

ては、 資産及び有形固定資産等明細表として作成するものとする。 様式により作成する場合には 細表を同条第一 特定目的信託財産計算規則の適用を受ける特定信託財産につい 同条第一項第一 第百二十 一項に定める様式により作成するものとする。 条第 二号に掲げる附属明細表を同条第1 項 第 号から第五号までに掲げる附属明 特定資産をその内容に含めて特定 一項に定める ただ

> 成するものとする。 明細表並びに出資総額増減明細表及び出資剰余金増減明細表を作 条第二号において同じ。 法律第百九十八号)第二条第一項に規定する特定資産をいう。 他特定資産 (投資信託及び投資法人に関する法律 の明細表、 投資法人債明細表、 (昭和二十六年 借入金

次

+ (略)

、特定信託財産の附属明細

表

第百二十条 次の各号の定めるところによる。 特定信託財産の附属明細表の用語、 様式及び作成方法は

る。 第十二号中 明細表を同条第一 細表として作成するものとし 式に準じて作成するものとする。 ては、 げる附属明細表を同条第三 る附属明細表を同条第一 び任意積立金」 同条第一項第五号に掲げる附属明細表を同条第1 特定目的信託財産計算規則の適用を受ける特定信託財産につい 特定資産をその内容に含めて特定資産及び有形固定資産等明 第百十八条第 |資本金」 とあるのは 項 に定める様式により作成する場合には、 とあるのは 項 第 一項に定める様式により作成するとともに 一項に定める様式により作成する場合に 号から第四号まで及び第六号に掲げ 任意積立金」 同条第 ただし、 一受益権」 項第五号に規定する附属 と読み替えるものとす 同条第 ٢ 一項に定める様 項第 「利益準備金及 一号に掲 様式

略

略

第百二十六条 削除 第百二十六条 削除 第百二十六条 削除 第百二十六条 前日二十一条及び第百二十三条の規定により附属明細 第百二十六条 削除	(削る) (削る) (削る) (削る)
(年文と省各計らことができる。 の一以下である場合には、第百十八条第一項第四号の附属明細表のの一以下である場合には、第百十八条第一項第四号の附属明細表の金、長期借入金及び金利の負担を伴うその他の負債(社債を除く。 第百二十三条 当該事業年度末及び直前事業年度末における短期借入第百二十二条 削除	(削る) (削る) (削る) (削る) (削る) (削る) (削る) (削る)
。百まる	ことができる。 第百二十四条 有価証券の金額が資産の総額の百分の一以下である場所属明細表の作成の省略)

- 41 -